

平成20年第2回上毛町議会定例会会議録 (3日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成20年6月20日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（13名）

1番 高畑広視 2番 宮崎昌宗 3番 峯 新一 4番 三田敏和
5番 安元慶彦 6番 大山 晃 7番 中 宏 8番 増矢年克
9番 茂呂孝志 10番 古野啓藏 12番 亀頭寿太郎 13番 坪根秀介
14番 村上正弘

欠席議員（1名）

11番 福島文博

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 鶴田忠良・ 教育長 小林正文・ 副町長 奥野勝利

会計管理者 小川正知・ 総務課長 友岡みどり

企画情報課長 矢野洋一・ 税務課長 末松克美・ 住民課長 廣崎誠治

健康福祉課長 坪根勝磨・ 産業振興課長 川口 彰・ 建設課長 古原典幸

教務課長 福本豊彦・ 総合窓口課長 末吉秋雄・ 総務係長 岡崎 浩

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 中 豊

○議事日程

平成20年第2回定例会議事日程（3日目）

平成20年6月20日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第39号 上毛町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第40号 上毛町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第41号 上毛町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第42号 上毛町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第43号 平成20年度上毛町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第44号 平成20年度上毛町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第45号 町道路線の認定について
- 日程第 9 発議第 2号 教育予算の確保と充実を求める意見書について
- 日程第10 議案第46号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第12 広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （ 3 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（村上正弘君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。一礼して御着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、御確認をお願いします。

○議長（村上正弘君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、6月10日の本会議で各常任委員会に審査を付託した議案について、各常任委員長に審査状況の報告を願います。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告をいただきますので、議事日程の順は配付した資料と異なりますが、御了解をお願いします。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長あてに提出されておりますので、運営資料の中に写しをお配りしております。

各委員長報告終了後の討論、採決は日程の順に従って行いますので、御了解ください。

委員会付託案件の審査がすべて終了した後、本日、町長から提出された追加議案の審査を行います。追加議案は本日審議する議案のため、提案理由の説明に引き続き、議案内容の説明を受け、質疑、討論、採決を行います。このことも議会運営委員会を開催していただき、答申をいただいておりますので、報告をいたします。

地方自治法第121条の規定に基づく説明については、お手元に配付のとおり各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（村上正弘君）これより、各常任委員長から、委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。なお、さきに申し上げましたが、各委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告いただきますので、議事日程は変更になります。

討論、採決は日程の順に従って行いますので、御了承ください。

○議長（村上正弘君） 日程第2、議案第39号 上毛町営住宅条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第40号 上毛町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、日程第4、議案第41号 上毛町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案第42号 上毛町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第43号 平成20年度上毛町一般会計補正予算（第1号）（所管分）、日程第7、議案第44号 平成20年度上毛町老人保健特別会計補正予算（第1号）、日程第9、発議第2号 教育予算の確保と充実を求める意見書、以上7件を議題といたします。

文教厚生委員長の報告を求めます。

増矢委員長。

○文教厚生委員長（増矢年克君） おはようございます。文教厚生委員会から報告をいたします。

当委員会は6月16日午前8時55分開会、午前10時24分閉会、議会中小会議室において、町長以下執行部の出席をもって開会いたしました。

当委員会に付託されました案件は、町長提出の条例案4件、予算案2件、計6件と、議員発議1件の合計7件です。

当委員会に付託されました案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第39号 上毛町営住宅条例の一部を改正する条例について。

質疑、暴力団としての認定です。暴力団とする判断基準は。答弁、暴力団については入居申し込みを受けたときに福岡県警と協定書を締結して入居の許可が出た場合の問い合わせ、入居申し込みが出たときに、暴力団との有無を問い合わせ、把握するようにしている。

質疑、暴力団員法が施行されて見きわめが厳しくなっているが、暴力団員としての見きわめは。答弁、入居申し込みの際に本人が照会同意書をとる。そして暴力団員かどうか問い合わせを行う。本人を暴力団員でないと認めて入居申し込みをするのだから、もし暴力団員であれば抽せんの前に失格とする。

質疑、すべての申込者から同意書を取り照会するのか。答弁、入居の申し込みの際、全員から同意書をとる。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決。

議案第40号 上毛町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

質疑、福祉行政の充実の観点から、町自体の負担をふやして住民の個人負担を軽減する考えでいるか。答弁、負担の公平を考えて、県事業であるし、県に準じて特に配慮するという事は考えていない。

質疑、平成19年度の町の負担は。寡婦世帯は何件あるか。答弁、対象世帯は44世帯、平成19年度の医療費の負担は700万から800万、2分の1が町負担。

討論、反対討論あり。

採決の結果、起立多数で可決。

議案第41号 上毛町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

質疑、全体的には評価できるが、児童手当、に準拠という形で、子供一人、二人、自営業、サラリーマンというケースで所得制限がある世帯は何件ぐらいあるのか。答弁、具体的に世帯を把握していないが、児童手当の所得制限は相当高い。これにかかる方はごく限られていると認識している。

質疑、少子化対策、子育て支援に町がいかにか政策的に取り組むか、金額的に400万から500万に、町の財源を幾分入れていくという政治的判断は。答弁、少子化対策が十分評価できることであれば考えていきたいと思っている。県の事業とあわせて考えているわけで、町独自ということであれば今後十分検討する余地はあると思っています。

討論、賛成討論。

採決の結果、全員一致で可決。

議案第42号 上毛町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

精神障害者がどれくらいいて、1級の割合はどれくらいなのか。答弁、新たな部分で助成対象となるのは5名から6名です。

質疑、全体としては精神障害という意味で手帳を持っている方は何名ですか。答弁、4,000人、県ベースです。

討論、反対討論あり。

採決の結果、起立多数で可決。

議案第43号 平成20年度上毛町一般会計補正予算(第1号)の所管分。

最初に、総務課長に総括説明を求め、質疑を行いました。

質疑、ガソリンの特定財源ですが、一、二カ月延びましたが、町としては公金を運用しなければならないような状態ではなかったかとお尋ね。答弁、一時停止しておりましたが、影響はないということで、一応工事はやっています。

質疑、タクシーは中津駅のどの位置なのか。答弁、中津駅の北口の東側のほうに駐車場があります。そこの一角を借りるようにしている。

質疑、緊急通信装置は移動できるのか。答弁、移動は可能です。首から下げるペンダント式の分があり、通常は首にかけていただければ、家の周辺ぐらいいは動けます。

質疑、国が特定支援を6%見込んでいるが、友枝小は6%なのか。ほかの4校は現在の先生の体制では対応可能か。答弁、友枝小は6%まで行っていない。全くいないことはない。現在の体制で対応できる。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決。

議案第44号 平成20年度上毛町老人保健特別会計補正予算(第1号)について。

質疑なし。

討論、反対討論。

採決の結果、起立多数で可決。

発議第2号 教育予算の確保と充実を求める意見書について。

質疑、この意見書はどこから依頼か。町の教育に関する財源はレベルが高いが、なぜこの意見書が必要か。答弁、教職員組合からの依頼である。国の教育に関する財源の底上げが必要と考えている。

質疑、子供に向き合う時間の確保は厳しい状況であるが、教職員の勤務実態は40年前と比較して超過勤務の実態は。答弁、基本的には8時くらいから5時半くらいで、教材を調べる時間や雑用等により子供と向き合う時間は少ない。1966年では平均8時間、2006年は平均34時間という調査結果がある。

討論なし。

採決の結果、起立多数で可決。

以上で、文教厚生委員会からの報告を終わります。

○議長（村上正弘君） 日程第6、議案第43号 平成20年度上毛町一般会計補正予算（第1号）（所管分）、日程第8、議案第45号 町道路線の認定について、以上2件を議題といたします。

総務産業建設委員長の報告を求めます。

大山委員長。

○総務産業建設委員長（大山 晃君） おはようございます。

報告の前に皆様にお知らせをしておきたいと思えます。梅雨前線が停滞をしていたため、まとまった雨が降っております。そのために上毛町において災害はないかということを確認した結果、大入で一部について側溝に少し土砂が流れ込んでおるといふ小さな災害で終わっておりますので、皆様に御報告を申し上げます。

それでは、総務産業建設委員会から報告をいたします。

委員会は6月17日、総務産業建設常任委員全員と、町長以下執行部の出席をもって、午前9時開会、午前9時29分閉会されました。

当委員会に付託されました案件は、町長提出の予算案1件、その他1件、計2件でございます。

議案審議の経緯と結果について御報告いたします。

議案第43号 平成20年度上毛町一般会計補正予算（第1号）（所管分）について。

最初に総括説明を総務課長に受け、総括説明についての質疑はありません。

次に、担当課長より補正予算についての詳細説明を受け、質疑については、上毛米を生かした事業について地元の対応はとの質疑に対し、今後、関係機関と調整し協議を検討していくとの答弁でした。

次に、上毛米を生かした事業で学校給食での完全米飯給食への働きかけはとの質疑に対し、検討を行うとの答弁でした。

討論なし。

採決の結果、議案第43号を当委員会は全会一致で可決いたしました。

次に、議案第45号 町道路線の認定について。

質疑、図面上の実線のないところは分筆を行うのかとの質疑に対し、今年度、県が図面を作成し、分筆を行い、路線確定を行うとの答弁でした。

討論なし。

採決の結果、議案第45号については当委員会は全会一致で可決いたしました。

総務産業建設委員会からの報告を終わります。以上です。

○議長（村上正弘君）以上で、常任委員長の報告が終わりました。

これから、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、委員会付託案件の討論、採決を行います。

○議長（村上正弘君）日程第2、議案第39号 上毛町営住宅条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第39号 上毛町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第3、議案第40号 上毛町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、議案第40号を反対の立場から討論いたします。

父子家庭も医療費助成の対象に加えることは評価できますが、母子家庭は初診料以外は無料であったものを有料化し、母子、寡婦とも自己負担を、通院月額800円、入院で月額3,500円を上限とした負担をつけ、寡婦医療もなくす方向なので、この

議案に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって、議案第40号 上毛町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第4、議案第41号 上毛町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論ありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、議案第41号は賛成の立場から討論いたします。

通院に所得制限を設けるのは問題がありますが、全体としては就学前まで医療費を軽減することになるので、この議案に賛成いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第41号 上毛町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第5、議案第42号 上毛町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、議案第42号を反対の立場から討論いたします。

精神障害者も制度に加えたことは評価できますが、所得制限を設けることは問題です。また、重度心身障害者は無料だったのに、自己負担を押しつけることになっています。以上の理由で、この議案に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって、議案第42号 上毛町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第6、議案第43号 平成20年度上毛町一般会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第43号 平成20年度上毛町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君） 日程第7、議案第44号 平成20年度上毛町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君） 私は、議案第44号を反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度に移行するために老人保健特別会計をなくします。後期高齢者医療制度はさらに老人の医療負担がふえ、医療サービスも悪くなります。後期高齢者医療は直ちに中止、撤回すべきという立場から、老人保健特別会計は存続させるべきであることを主張して、この議案に反対いたします。

○議長（村上正弘君） ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君） 討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君） 起立多数。よって、議案第44号 平成20年度上毛町老人保健特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君） 日程第8、議案第45号 町道路線の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君） 全会一致。よって、議案第45号 町道路線の認定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君） 日程第9、発議第2号 教育予算の確保と充実を求める意見書について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案採択であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君） 起立多数。よって、発議第2号 教育予算の確保と充実を求める意見書については、原案を採択することに決しました。

○議長（村上正弘君） これから、本日追加案件の審議を行います。

日程第10、議案第46号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（鶴田忠良君） おはようございます。それでは、提案理由の説明を申し上げます。

ただいま上程いただきました追加議案につきまして提案理由を申し上げます。

議案第46号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。後期高齢者医療制度の創設により、課税方式の改正を行いましたが、それに伴いまして被保険者の負担調整と適正な財源を確保し、健全な財政運営を図ることを基本に、被保険者の軽減策を講じた医療分及び介護保険分、それぞれの税率を改正するための保険税条例の改正を行うものであります。

以上、概略御説明を申し上げましたけれども、この趣旨を十分御理解いただきまして、御審議、御可決くださいますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（村上正弘君） 続いて、議案内容の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（末松克美君） それでは、議案第46号の説明をいたします。

上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

平成20年6月20日提出。上毛町長、鶴田忠良。

理由ですが、後期高齢者医療制度における被用者保険の旧被扶養者に対する激変緩和措置と同様の措置を国民健康保険税においても講じるとともに、国民健康保険事業の円滑かつ健全な運営に資するため、目的税として適正な財源確保を図る上で、医療分及び介護保険分税率について所要の改正を行う必要が生じたため、条例の一部を改正するものであります。

この条例の後に新旧対照表をつけておりますので、この新旧対照表で説明をさせていただきます。今回改正する件数は、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして各保険者が負担する74歳以下の現役世代の保険税、つまり支援金の創設、それから医療費等の増加によりまして医療分、それから介護分の税率の改正、それから保険税の減免の対象者の追加による2件でございます。

まず税率の改正ですが、新旧対照表の1ページをお開き願います。医療分につきましては、第3条の所得割額10%を7.1%に、それからその下の第4条で均等割額2万1,000円を1万8,000円に、それから次のページですが、第5条の平等割額2万2,000円を1万7,000円としまして、平等割額の改正に伴いましてその下の特定世帯の平等割を1万7,000円の半額の8,500円にするものでございます。

それから介護分につきましては、その下の第8条ですが、所得割額1.2%を1.5%とするものでございます。今回改正いたしましても4,000万円余りの一般会計等からの繰り入れが必要になってまいります。

支援金の追加及び医療費等の増加に伴い、目的税として適正な財源を確保するためにも以上のような改正が必要でありますので、御理解のほどお願いいたします。

次に、保険料の減免についてですが、4ページをお開きください。第25条第1項第4号で減免することができる対象者を追加するものでございます。今回の後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、75歳以上の方が社会保険等から後期高齢者医療制度に移行することによりまして、その扶養家族でありました被扶養者、75歳未満の方、そういった方は国保に加入することになりまして、保険税を負担することになります。そのうち65歳以上の方につきましては、加入後2年間は所得に応じた所得割額が免除されるということと、1人当たり負担いただく均等割額が半額となる。さらに被扶養者のみで構成される世帯につきましては平等割も半額になる。そういう制度

を導入するものでございます。今回の保険料の減免についての改正につきましては、条例において減免の対象者を定めまして、減免期間、それから減免措置の内容につきましては、先ほど申し上げましたような内容で、要綱で定めたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）財源補正必要額、一般財源の繰り入れが四千二百数十万必要だという説明がありましたが、そのうち財源補正必要額が1,504万3,997円ということになっています。それで、この財源の必要額がなぜ必要なのかということについて、5点にわたってお尋ねいたします。今回の後期高齢者医療制度に伴いまして、国保への財源の影響が出てくることはあります。それで、私は五つのことについて影響があるだろうと思います。

まず1点目の影響なんです、老人保健制度の廃止と後期高齢者医療制度の創設で、これまで負担していた老人保健拠出金と後期高齢者支援金、こういう形に切りかえます。老人保健拠出金から後期高齢者支援金に切りかわります。このときの計算方法が違ってきます。老人保健拠出金は5割でしたが支援金は4割です。これを差し引きすると、国保財源のほうに負担がかかるのではなく、かえって現下プラスマイナスゼロという形になるのではないかなと思います。まずこの点です。

退職者医療制度の廃止と前期高齢者医療財政調整制度の導入で、政管健保、組合健保、共済などには負担がふえるが、国保全体の支出金は減る見通しではないかと思えます。それで、国保財源の圧迫にはこれはならないのではないかなと思います。

それから、基本健診、住民健診なんです、これまで公費で負担してきましたが、今度は、20年度はこの公費を負担をやめると思えます。当然、これを実施する場合には公費を負担しない限り、これは国保の財源にかなり負担が生じてくると思えます。今までのように公費負担で実施すれば、私は問題ないと思えます。

それから、75歳以上が脱退し、保険料は減収いたしますけれども、その分、医療費もわりとかかる人たちが後期高齢者医療に移行するので、その収入の減とともに医療費の減も伴いますので、国保財政の負担がどうなるかという影響を見ると、これも

プラスマイナスゼロの方向ではないかなというふうに思います。

それから、75歳以上の加入者が脱退し、国保料の収納率が悪くなるということも考えられます。こうなると、収納率が減ることによって国からの調整交付金のカットを受けるということで、これについては国保財政の圧迫につながるのかなというふうに思います。

以上のことの影響を総合的に考えると、どちらかという国保財政に、今回の制度変更でも負担がかかるのかなということについて私は疑問を生じているわけですが、その点についての説明をお願いいたします。

○議長（村上正弘君） 税務課長。

○税務課長（末松克美君） まず、今回の率の改正につきましては、今までにおきましても4,000万円余りの金額を一般会計等から繰り入れをしておりました。今回の医療制度に関係なく4,200万余りの一般会計等からの繰り入れが必要であるということ、最初にちょっと申し上げておきたいと思います。

それから、拠出金と支援金の関係ですが、今まで75歳以上の国保加入者は、国保に納めて、それから支払い基金のほうに拠出しておりました。今回、負担の割合が明確化されたということで、後期、75歳以上の人の保険税は1割、それから支援金、74歳以下の方は4割ということで、何か減ったように思われますが、そう変わりはないというふうに考えております。ただ、老人医療費が高いと言われている中で、負担が明確化されまして、後期高齢者医療制度によって多少国保の負担は減るかなというふうには思っております。

それから、退職者医療が一般に変わるということについてどうかということですが、退職者につきましては国の補助はありません。一般につきましては補助がありますが、今回の退職者制度の廃止に伴いまして一般がふえますが、そこら辺の調整がありますので、計算はしておりませんが、余り差はないのかなというふうに思っております。

それから健診ですが、確かに今まで一般会計から支出しておりましたが、健診が保険者に義務づけられましたので、今回からは国・県の補助はありますが、それを除いた分は今まで一般からしていたのが国保会計から支出するというので、そこら辺は国保会計の圧迫といいますか、増額になろうかと思えます。

それから、75歳以上が国保から離れて収納率が下がるのではないかとということですが、確かに高齢者のほうが収納率は高かったようです。それで、多少は落ちるか

はと思いますが、交付税の減額の対象にはならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（村上正弘君） 茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君） 老人保健制度の拠出金と後期高齢者医療の支援金の計算の仕方、これでもそう変わらないと、多少負担は減るのではないかなと思っているということですが、まあ、そう影響ないと思います。退職金制度の廃止と前期高齢者医療財政調整制度の導入で、これについても余り変わらないのかなという答弁であります。

3点目の健診なんですが、一部一般財源から負担していたということ、これをやめることによって国保財政に負担がかかってくると、こういうことが国保財政の影響を受けるのかなということですが、答弁もその内容であります。

それから、75歳以上の方が国保から脱退することによって収納率が下がるのではないかなと心配するのですが、その影響も当局のほうは心配があると、そういう影響は生じるということであります。

それ以上のことをすると、私の認識とそう余り変わらないので、この追加議案の内容だけを見ると、国保料の引き下げた部分だけのあれでありますけれども、医療分と、今度は支援金分がありますが、この後期高齢者医療の支援金分がありますが、こういうことを全体を見てみると、これは国保、国民健康保険料の引き上げになります。私はその引き上げの必要性は、今の答弁からも、私が疑問を生じていたことからも見出せないのではありますが、町長に伺いますが、健診ですよ、これまで一般財源で投入していたものをやめるということによって、この国保財政が圧迫を受ける。これを国保財政で見るわけです、国保で見るわけですから、当然圧迫を受けますよ。この分を従来どおりにやれば、私は国保財政への影響はないと思います。その点について町長の見解と、これを今までどおり一般財源で補てんするという考えがないのかどうかお尋ねします。

○議長（村上正弘君） 町長。

○町長（鶴田忠良君） 健診の問題は先般の質問の中にもありました。後期高齢者の問題で、福岡県の広域連合が負担金を500円にすると決定しておりますので、私どもはそれに準じて、この健診の問題は徴収をさせていただくというのが基本でございます。

細かいところは健康福祉課長に答弁をさせていただきます。

○議長（村上正弘君） 税務課長。健康福祉課長がする。どっちがする。税務課長。はい、

税務課長。

○税務課長（末松克美君）健診を一般からということですが、保険者に義務づけられたことですから、一般の税からするというのも、ほかの保険者からのいろんな問題もありまして、私は個人的にはするべきではないというふうに思っております。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、議案第46号を反対の立場から討論いたします。

国保財政を圧迫する要因ですが、先ほどの答弁でも、健診については今まで一般財源から投入していたものをやめるということでもあります。当然、そうなると国保財政に圧迫がかかります。当然私は、従来どおりにすれば国保財政の圧迫を受ける要因は何もありません。これはもう制度の改悪そのものから、こういうふうに住民負担を押しつけるものでありますので、この議案に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって、議案第46号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村上正弘君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長(村上正弘君) 日程第12、広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、広報特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から報告のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村上正弘君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで、本日の日程はすべて終了しました。

平成20年第2回上毛町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時49分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年6月20日

上毛町議会議長

署名議員

署名議員

署 名 議 員